

○南相馬市市民一体化復興促進基金条例

平成30年6月27日

条例第29号

改正 令和2年6月25日条例第26号

令和3年7月1日条例第15号

(設置)

第1条 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により失われた市民の一体感を取り戻し、市民が一体となった復興を促進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、南相馬市市民一体化復興促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、予算で定める額の範囲内で市長が定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰入れするものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 旧避難指示区域等外（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、旧避難指示区域、旧緊急時避難準備区域及び旧計画的避難区域に設定された区域以外並びに旧特定避難勧奨地点以外をいう。）の市民に対する高速道路通行料金助成事業に要する経費の財源に充てるとき。

(2) その他市民の一体感の醸成に必要と認める鹿島区の事業の実施に要する経費の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上する。

附 則（令和2年6月25日条例第26号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。